

議案第31号

平成29年第4回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について

平成29年第4回東広島市議会定例会において教育委員会関係の議案を提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められたため、同意することについて提案する。

平成29年11月21日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提出議案

(1) 公の施設の指定管理者の指定

- ア 河内スポーツアリーナ及び入野区民グラウンド
- イ 志和市民グラウンド
- ウ 福富多目的グラウンド
- エ 河内市民グラウンド及び河内発祥園コミュニティスポーツ広場

(2) 東広島市使用料条例の一部改正

(3) 東広島市市民体育施設設置及び管理条例の一部改正

(4) 東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正

(5) 平成29年度東広島市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会関係分）

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

公の施設の指定管理者の指定について

(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)

1 提案の理由

東広島市市民体育施設の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
河内スポーツアリーナ 入野区民グラウンド	入野自治組織『篁の郷』 会長 堀内 勇壯	東広島市河内町入野50 24番地12

(2) 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

公の施設の指定管理者の指定について

(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)

1 提案の理由

東広島市市民体育施設の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
志和市民グラウンド	株式会社陸地コンサルタント 代表取締役 佐々木仁志	東広島市西条大坪町8番27号

(2) 指定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

公の施設の指定管理者の指定について

(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)

1 提案の理由

東広島市市民体育施設の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福富多目的グラウンド	株式会社陸地コンサルタント 代表取締役 佐々木仁志	東広島市西条大坪町8番27号

(2) 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

公の施設の指定管理者の指定について

(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)

1 提案の理由

東広島市市民体育施設及び東広島市コミュニティスポーツ広場の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
河内市民グラウンド	自治組織「you愛sunこうち」 会長 河元 利行	東広島市河内町中河内1 205番地
河内発祥園コミュニティスポーツ広場		

(2) 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 号

東広島市使用料条例の一部改正について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 改正の理由

龍王小学校の設置に伴い、学校施設の有効利用を図ることを目的として、当該施設等の使用料を新たに定めようとするものである。

2 改正の内容

龍王小学校の学校施設等に係る使用料の額を次のとおり定める。(別表第1関係)

(1) 学校施設

施設名及び区分		使用時間	使用料
学校屋内運動場	全面	1時間につき	400円
	片面	1時間につき	200円
学校校庭		1時間につき	400円

(2) 学校における照明施設

施設名及び区分		使用時間	使用料
学校屋内運動場	全面	1時間につき	200円
	片面	1時間につき	100円

3 施行期日

平成30年4月1日

(根拠法令)

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。—略—

議案第 号

東広島市市民体育施設設置及び管理条例の一部改正について

(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)

1 改正の理由

黒瀬多目的グラウンドを新たに設置するとともに、当該グラウンドの使用料の額等を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 施設の名称及び位置を次のとおり定める。(別表第1関係)

名 称	位 置
黒瀬多目的グラウンド	東広島市黒瀬町宗近柳国160番地7

(2) 利用時間及び休場日を次のとおり定める。(別表第2関係)

利用時間	休 場 日
午前8時から午後10時まで	1月1日から1月5日まで及び12月28日から12月31日まで

(3) 使用料の額を次のとおり定める。(別表第4関係)

区 分		使用料
グラウンド	全面	1時間につき 900円
サッカー場	1面	1時間につき 450円
ソフトボール場	1面	1時間につき 300円
グラウンド・ゴルフ場	1面	1時間につき 150円

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成30年4月1日

(2) 経過措置

黒瀬多目的グラウンドに係る使用の許可及び使用料の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(根拠法令)

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

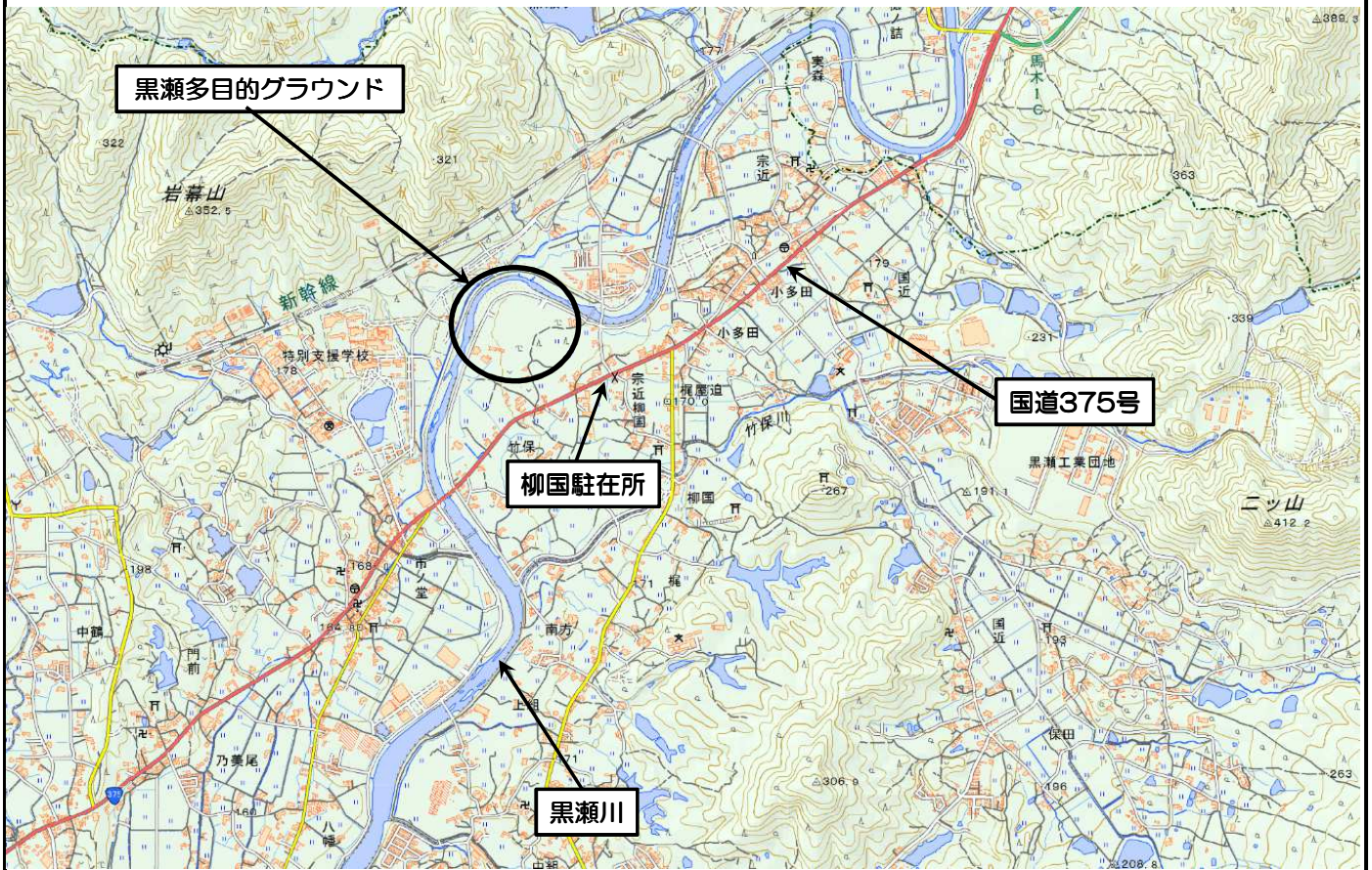
第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

黒瀬多目的グラウンド 位置・平面図

参考

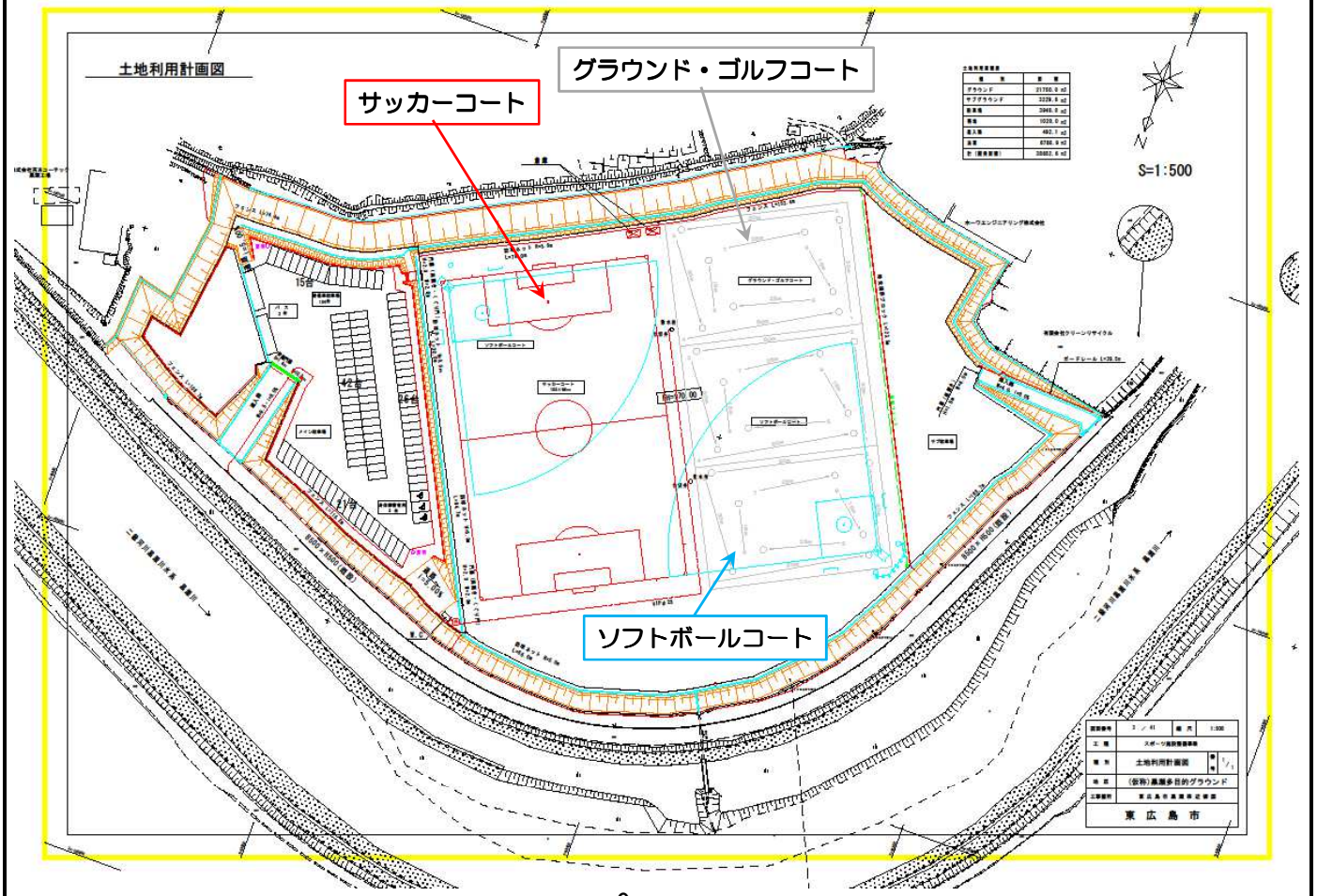
東広島市黒瀬町宗近柳国

【位置図】



施設配置等

【平面図】



議案第 号

東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

(教育委員会生涯学習部文化課)

1 改正の理由

東広島芸術文化ホールの施設及び附属設備に係る利用料金の限度額を新たに定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 商品の広告、宣伝、販売その他の営利を目的として大ホール又は小ホールを利用する場合において、入場料等を徴収しないときは、大ホールにあつては4,000円、小ホールにあつては3,000円を超える額の入場料等を徴収するものとみなして、そのみなした場合について定めている利用料金の額をその限度額とする。(別表第1関係)

(2) 練習室・稽古場兼大会議室の施設及び附属設備に係る1時間ごとの利用料金の限度額を次のとおり定める。(別表第1、別表第2関係)

区 分		利用料金
施設	午前9時から午後6時まで	1,480円
	午後6時から午後10時まで	1,840円
附属設備		利用時間を超過した場合について定めている1時間当たりの利用料金の額

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成30年4月1日

(2) 経過措置

施設等の利用の許可について施行日以後に行う申請に係る利用について適用

する。

(根拠法令)

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

8 普通地方公共団体は、相当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。－略－

平成29年度東広島市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会関係分）

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳入補正

15款 国庫支出金

2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	名称	現行予算額	補正額	補正後の額	備考
5 教育費国庫補助金	学校施設環境改善交付金（大規模改造）	677	5,326	6,003	高屋中学校エレベーター設置工事に係る国庫補助金の交付決定に伴う増額

19款 繰入金

1項 繰入金

(単位：千円)

目	名称	現行予算額	補正額	補正後の額	備考
2 基金繰入金	スポーツ振興基金繰入金	2,500	2,170	4,670	スポーツ活動活性化事業へ充当

22款 市債

1項 市債

(単位：千円)

目	名称	現行予算額	補正額	補正後の額	備考
7 教育債	中学校施設改修事業債	54,700	△ 1,400	53,300	高屋中学校エレベーター設置工事に係る国庫補助金の増に伴う減額

歳入補正合計		57,877	6,096	63,973	
--------	--	--------	-------	--------	--

(2) 歳出補正

10款 教育費

1項 教育総務費

(単位：千円)

目	事業名	現行予算額	補正額	補正後の額	備考
2 事務局費	職員給与	430,046	19,500	449,546	
3 教育推進費	部活動等助成事業	16,809	5,149	21,958	中国大会及び全国大会への出場校増に伴う中学校体育連盟主催大会及び中学校文化部大会の派遣事業補助金の増額

2項 小学校費

(単位：千円)

目	事業名	現行予算額	補正額	補正後の額	備考
1 学校管理費	小学校一般管理事業	292,729	11,781	304,510	漏水、猛暑によるプールの使用量増等に伴う上下水道使用料の増額
	小学校施設管理事業	195,147	25,000	220,147	施設の経年劣化、大雨等による施設修繕料の増額
2 教育振興費	小学校就学援助事業	66,000	13,011	79,011	新入学用品の単価改定及びH30新入学児童への入学前支給に伴う増額
3 学校建設費	小学校増改築事業	118,703	20,000	138,703	八本松小学校グラウンド造成工事（Ⅲ期）における仮設調整池の早期整備に伴う前払金の増額

3項 中学校費

(単位：千円)

目	事業名	現行予算額	補正額	補正後の額	備考
1 学校管理費	中学校施設管理事業	66,754	17,000	83,754	施設の経年劣化、大雨等による施設修繕料の増額
2 教育振興費	中学校就学援助事業	56,000	18,802	74,802	新入学用品の単価改定及びH30新入学生徒への入学前支給に伴う増額
3 学校建設費	中学校施設改修事業	130,512	0	130,512	高屋中学校エレベーター設置工事に係る国庫補助金の交付決定に伴う財源更正

4項 幼稚園費

(単位：千円)

目	事業名	現行予算額	補正額	補正後の額	備考
1 幼稚園費	職員給与	94,622	△ 5,000	89,622	
	幼稚園管理事業	7,511	400	7,911	施設の経年劣化、大雨等による施設修繕の増に伴う需用費の増額

10款 教育費

5項 社会教育費

(単位：千円)

目	事業名	現行予算額	補正額	補正後の額	備考
1 社会教育総務費	職員給与	252,672	2,500	255,172	
3 美術館費	美術館管理運営事業	9,521	646	10,167	新美術館の開館準備業務に係る事務用品等備品購入費の増額

6項 保健体育費

(単位：千円)

目	事業名	現行予算額	補正額	補正後の額	備考
1 保健体育総務費	職員給与	70,737	0	70,737	内容更正
	スポーツ活動活性化事業	43,188	3,911	47,099	スポーツ振興奨励金に係る報償費及び(仮称)オリンピック実行委員会に係る負担金等の増額
2 体育施設費	スポーツ施設管理運営事業	159,925	1,167	161,092	市民体育施設利用者の安全確保を図るための施設修繕料の増額
	学校体育施設開放事業	16,912	△ 1,389	15,523	学校プール監視員報酬の減額及び学校体育施設利用者の利便性向上を図るための備品購入費の増額
3 給食センター費	職員給与	436,262	△ 7,000	429,262	

歳出補正合計	2,464,050	125,478	2,589,528	
--------	-----------	---------	-----------	--

2 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校増改築事業	38,000

3 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事項	期間	限度額
八本松小学校グラウンド造成工事(3期工事)	平成30年度	30,000
向陽中学校大規模改造実施設計業務委託	平成29年度～平成30年度	12,000
音楽普及啓発事業業務委託	平成29年度～平成30年度	3,700
生涯学習推進計画策定業務委託	平成29年度～平成30年度	5,865
美術館展覧会開催事業業務委託	平成29年度～平成30年度	3,353
文化財施設管理公開業務委託	平成29年度～平成30年度	262
埋蔵文化財調査機材類等借料	平成29年度～平成30年度	1,339
河内スポーツアリーナ研修室棟改修設計業務委託	平成29年度～平成30年度	2,000

変更

(単位：千円)

事項	期間	限度額	
		補正前	補正後
埋蔵文化財調査重機類借料	平成29年度～平成30年度	2,700	3,193

4 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
義務教育施設整備事業	1,144,200	1,142,800